調査事項の検討状況について

令和6年1月23日 総務省統計局 経済産業省大臣官房調査統計グループ





「特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等」について

(1) 旧特定サービス産業実態調査項目について

19 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。 区分の① \sim ⑥は、令和2年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務		区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業	葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
心相纤尔未	, 开展未、和烟 <u>具</u> 物未、四烟纤尔 <u></u> 里则云	② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館		③ 年間入場者数	人
		④ 年間公開本数	本
興行場、興行団	劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	
スポーツ施設 提供業	スポーツ施設 (興行目的以外)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブなど	⑥ 年間施設利用者数	人
学習塾		⑦ 受講生数(在籍者数) ※令和2年12月31日現在	人
教養・技能 教授業	音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの 教授業	⑧ 受講生数 (会員数) ※令和 2 年 12 月 31 日現在	人

- 「特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等」(旧特サビ実態項目)については、R3調査の検討の際に、基準年の経済構造統計である経済センサス-活動調査においても、中間年調査と連携し取扱いを検討することとしていた。
- ・ 今般、令和4年経済構造実態調査の乙調査の廃止を受け、改めて、取扱いを検討するもの。

「特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等」について

(1) 旧特定サービス産業実態調査項目について

○経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について(答申)(抜粋)

(オ) 乙調査の見直し

乙調査については、旧特定サービス産業実態調査の調査対象であった特定のサービス産業に属する企業又は事業所(約4千企業及び約4万8千事業所)を対象に、特定のサービス産業に関する特性事項を調査するものである。

前回答申において、今後の課題として、「中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること」が求められている。

これを踏まえ、乙調査の位置づけについて検討を行った結果、①甲調査という産業 横断的な統計整備が進展する中、経済産業省における有用性は低下していること、② 調査事項の細かさから記入者負担が大きく、未回答や修正の増加による精度確保の問 題があること等から、本件申請では、乙調査を廃止する計画である。

他方で、国民経済計算の推計に利用されている項目があることから、必要な情報を 提供する方策として、令和3年活動調査における生産物分類を分割して、より詳細な 売上高内訳を把握する対応をとることとしている。

これについては、前回答申を踏まえた措置であり、産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する特性事項の把握に特化した乙調査を廃止することは、適当である

「特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等」について

(2) 利活用状況・記入精度、検討

◆【利活用状況・記入精度】

- ・28年調査結果の旧特定サービス産業実態調査項目に係る結果表の活用は把握できなかった。
 - ※R3調査の結果表の活用実績は来年度前半に各府省・地方に照会予定
- ・記入精度については経済構造実態調査乙調査のものと同様の状況

◆【検討】

・利活用状況・記入精度ともに経済構造実態調査乙調査の状況と変わらなく、当該項目の売上高についてはR3調査で導入した生産物分類で把握されていることから、当該項目を廃止することとしたい。

支払利息等について

○現時点でニーズは把握できていないので調査事項として設定はしない。

- ◆【参考①】R3活動調査答申(今後の課題)
- 3 今後の課題
- ・次回調査に向けた調査事項の検討

調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、<u>今後、国民経済計算推計等に</u> 必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上 で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること

支払利息等について

◆【参考②】経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について-支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性-(令和3年6月30日)

今回、経済構造実態調査(以下「本調査」といいます。)の調査事項(「支払利息等」や「電子商取引の有無及び割合」)の削除について審議した際、次回の経済センサス-活動調査(以下「活動調査」といいます。)における支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性について、御意見を頂戴しました。

1 次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討

次回の活動調査における支払利息等の把握については、令和3年活動調査に係る答申(令和2年6月25日付け統計委第9号)の中で再度把握することについて検討する旨の課題が付されていますが、本調査と活動調査とのシームレスな接続の観点から、今回の部会審議において改めて、次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討について御意見がありました。

本件については、今回の議論や現在実施中の令和3年活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討することが必要であると考えます。

なお、本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、活動調査の中間年においても国民経済計算の概念と対応した付加価値額を把握することが望ましいとの観点から、減価償却費をはじめとする活動調査の調査項目との整合性についても議論の必要があるのではないか、という御意見もありました。

①考え方

• 第1回研究会において以下の選定基準をもとに調査事項の要望を把握をすることしており、実際に要望を照会しとりまとめたところ、各府省等及び地方公共団体から40件程度の要望があった。

調査事項の選定基準

・調査事項は、包括的な産業構造の把握、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の充実、地域別統計の充実、国際比較可能性の向上、国民経済計算や産業連関表等の精度向上に資する等の観点から、全数調査としての必要性(小地域統計の必要性、結果利用の汎用性等)、行政記録の活用の可否、報告者負担、結果精度等を踏まえて選定する。

<令和5年8月4日 令和8年経済センサス-活動調査研究会(第1回)資料>

※第1回研究会の中で菅委員からご指摘のあった、「引き続き調査環境が厳しいことを 踏まえ、調査事項の選定基準について、他統計との重複排除の観点も踏まえるべき。」 という点に関して、採否の判断にあたり事務局において考慮し、整理を行った。 (次頁以降、要望内容と採否結果を一部掲載)

②要望内容と採否結果(一部)

(1) 【経済産業省】「人材投資の実態把握として「教育訓練費」および 「募集費」」

- ・令和6年ものづくり白書等においてDX投資の一環で人材投資の必要性と重要性を主張する予定であり、令和8年以降の全産業における業種・規模別の人材投資実態を把握するために、"人材の「教育訓練費」および「募集費」"について、新たに調査事項としてほしい。
 - ※ 就労条件総合調査で同様の事項を集計しているが、表章産業が大分類ベース等であること、活動調査結果(売上高、設備投資など)との分析ができないなどにより要望

⇒ 採否×

・報告者負担を踏まえると、当該調査事項を全数調査で把握することは困難であると考 える。

②要望内容と採否結果(一部)

(2) 【国土交通省】「産業細分類「自家用倉庫」」

- ・「物資流動調査(一般統計調査)」の調査対象事業所の選定において、事業所が「物流施設」に該当するか否かを判定することができる情報として必要であるため(平成18年まで行われていた事業所・企業統計調査では、調査員により「事業所の形態」が調査されていたが、平成21年からの経済センサスでは「事業所の形態」が調査されなくなった。
- ・母集団情報DBに収録を希望する。物資流動調査等の物流関連調査の調査対象検討時 に必要な情報である。3大都市圏の物資流動調査はおおむね10年毎である。

⇒ 採否×

- 「事業所の形態」については、事業所・企業統計調査において調査員による外観確認時に記入したものを表章していたものであるが、オンライン調査の導入等調査員事務の複雑化、調査員の高齢化等の状況から、実査可能性の観点から採用しないこととする。なお、卸売業、小売業については前回令和3年調査と同様に「管理、補助的経済活動を行う事業所」(産業小分類)として表章を行う予定
- ※卸売業、小売業以外の産業は日本標準産業分類で自家用倉庫の設定はない。

②要望内容と採否結果(一部)

(3) 【厚生労働省】表章する産業分類の粒度(細分類)

- ・都道府県別・産業別に定められている特定最低賃金について、その対象産業は産業細分類まで参照して定められているものも多くあるため、その適用事業所数、適用労働者数を把握するに当たって、都道府県別に産業細分類別の事業所数(常用雇用者数0人の事業所を除く。)及び雇用者数(常用雇用者数+臨時雇用者数)を把握する必要がある。
- ・都道府県、常用雇用者規模、産業細分類別の事業所数、常用雇用者数、臨時雇用者数 が把握できる集計表を公表して頂きたい。

⇒ 採否×

・前回調査から表章する産業分類の粒度については、産業小分類を基本とし、個別の産業小分類のうち特に要望があり、かつ、技術的に可能なものについて、調査実施者のリソースの範囲内で細分類対応としているところであるので、全産業産業細分類表章とする要望は採用できない。